

## 第3回北竜町議会定例会 第1号

平成28年9月14日（水曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 7 同意第 3号 教育長の任命について
- 8 議案第60号 「認知症になりにくいまちづくり」宣言について
- 9 議案第61号 北竜町介護福祉士修学資金貸付条例の制定について
- 10 議案第62号 北竜町農業委員会委員定数等条例の全部改正について
- 11 議案第63号 北竜町税条例の一部改正について
- 12 議案第64号 なごみ団地公営住宅A棟建設工事請負契約の締結について
- 13 議案第65号 平成28年度北竜町一般会計補正予算（第3号）について
- 14 議案第66号 平成28年度北竜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 15 議案第67号 平成28年度北竜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 16 議案第68号 平成28年度北竜町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 17 議案第69号 平成28年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について
- 18 議案第70号 平成28年度北竜町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について
- 19 認定第 2号 平成27年度北竜町一般会計歳入歳出決算認定について
- 20 認定第 3号 平成27年度北竜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 21 認定第 4号 平成27年度北竜町立診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 22 認定第 5号 平成27年度北竜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 23 認定第 6号 平成27年度北竜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 24 認定第 7号 平成27年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 25 認定第 8号 平成27年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 26 認定第 9号 平成27年度北竜町簡易水道事業会計決算認定について
- 27 閉会中の所管事務調査について

○出席議員（8名）

1番	北島勝美君	2番	藤井雅仁君
3番	小松正美君	4番	佐光勉君
5番	小坂一行君	6番	松永毅君
7番	山本剛嗣君	8番	佐々木康宏君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	佐野豊君
副町長	竹内範行君
教育長	本多一志君
総務課長	井上孝君
企画振興課長	高橋利昌君
住民課長	中村道人君
建設課長	大矢良幸君
産業課長	有馬一志君
農業委員会 事務局長	山田英喜君
教育次長	南秀幸君
会計管理者	続木敬子君
地域包括支援 センター長	藤井政信君
永楽園長	杉山泰裕君
代表監査委員	長谷川秀幸君
教育委員長	竹林信幸君
農業委員会 会長	橋本勝久君

○出席事務局職員

事 務 局 長 記 記  
山 糸 橋  
田 谷 本  
伸 梨 僚  
裕 生 太  
君 君 君

◎開会の宣告

○議長（佐々木康宏君） ただいま出席している議員は8名であります。定足数に達しておりますので、平成28年第3回北竜町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（佐々木康宏君） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐々木康宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、4番、佐光議員及び5番、小坂議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐々木康宏君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から16日までの3日間にいたしたいと思  
います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から16日までの3日間に決定いたしました。  
お諮りいたします。会議規則第9条第2項の規定に基づき、議事の都合により15日は  
休会にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。  
よって、15日は休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐々木康宏君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
本定例会に提出された案件は、諮問1件、同意1件、議案11件、認定8件であります。  
次に、本定例会に説明員として、佐野町長、竹内副町長、本多教育長、長谷川代表監査  
委員、竹林教育委員長、橋本農業委員会会長、井上総務課長、高橋企画振興課長、中村住  
民課長、大矢建設課長、有馬産業課長、山田英喜農業委員会事務局長、南教育委員会教育  
次長、続木会計管理者、藤井地域包括支援センター長、杉山永楽園園長が出席いたします。  
本会議の書記として、山田伸裕局長、糸谷書記、橋本書記を配します。  
次に、監査委員から、平成28年3月から7月分に関する例月出納検査の結果報告がご

ございました。この際、代表監査委員から補足説明があれば発言を許します。

長谷川代表監査委員。

○代表監査委員（長谷川秀幸君） 監査委員の長谷川秀幸でございます。ただいま発言のお許しをいただきましたので、若干お時間をいただきまして、地方自治法第235条の2の規定に基づき毎月実施をいたしております例月出納検査の結果につきまして補足説明をさせていただきます。

例月出納検査結果報告書につきましては、既に皆様方のお手元に配付されておりますとおりでございます。今回の報告書は、議会定例会の開催月の関係から3月分から7月分までの5カ月分でございます。

検査結果についてであります。報告書のとおり、いずれの月も一般会計、特別会計などともに従前同様現金の収支状況について検査、計数照合の結果、誤りなく適正に処理されていることを確認いたしました。また、各基金などの残高につきましても通帳と符合し、現金の保管事務は誤りなく適正に処理されていたことが認められましたことをご報告申し上げます。今後とも引き続き適法にて適切な会計処理に努められますことを望みます。

なお、例月出納検査の実施過程におきまして、本結果報告書に記載不要と判断いたしました指摘事項または検討事項が数点ございました。いずれも口頭において指摘または早期検討、要望をお願いいたしましたところでございますが、これらの中から特に早期改善に向けて取り組んでいただきたい2点の事項について申し上げます。1点目は、8月下旬にこの後議案といたしまして提案される予定となっております決算審査を行っておりますので、一部重複する見方もできますが、特別会計に対する運用金の扱いでございます。昨年度途中から気にかかっていた点でございますが、年度当初から大体年度末まで特別会計へ事業運営資金として一般会計より運用金を支出いたしております。この運用金の精算は、主に年度末に予算議決されておりますそれぞれの特別会計に繰り入れされる一般会計からの繰出金となされた後、運用金を一般会計に戻入する方式で整理されておりました。本町には7つの特別会計が存置されておりますが、いずれの事業も独立して会計が設けられておりますので、まずは一般会計から予算の範囲内で各特別会計へ適時適正額の繰出金が優先されるべきであります。また、特別会計側が繰出金を受け、なお一時的に運営資金に不足を来すときには、この場合、議決を受けている範囲内で銀行などからの一時借入金を起こすのが原則と考えます。しかしながら、この一時借入金につきましては同じ町の会計でありますので、一般会計に余裕資金のある場合には現行と同様、無利子扱いで運用金の形で一時的に補填されることも十分考えられることと思っております。ただし、そのことによって一般会計が銀行などより一時借り入れを行って補填することなどがあっては適切とは言いがたいことになってまいります。平成28年度分も前年同様、4月から既に一般会計からの運用金がそれぞれの特別会計に支出されております。できるだけ早い時期にそれぞれの特別会計に対し、定められた範囲内での適時適正額の一般会計からの繰出金を支出いたし、このことにより不要となる運用金の撤収を行うべきと思っております。

次に、2点目であります。前年度の9月議会定例会において、これから申し上げることと同様の趣旨のことを補足説明させていただいておりますが、残念ながら今年度の例月出納検査の中で前年度と変わらぬ事務処理がなされておりましたので、あえて再度申し上げます。町内には、協議会、事業団、連合会などの各種の団体が活動され、町も年間を通じて数回に分けながら助成金または補助金などの名目で各団体の活動を支えております。このことは、それぞれのグループの活動に対し励みとなることであります。したがって、大変喜ばしいことと思っておりますが、その補助金などの支出方法が活動計画に対し時期尚早といえますか、早過ぎる支給と感じる団体が一部に見られます。特に補助金の支給には規則上、定められたルールがあります。どの団体へも統一された条件下で適時適正額を支給されていくことを望むところでございます。

ただいま2点、口頭での検討、要望事項を申し上げましたが、申し上げた事項等につきまして検討いただいた結果、諸般の事情により実現が難しい、時間がかかる、または私の発言内容に無理があるなどのご指摘などがある場合には遠慮なくその旨、私のほうへお伝えいただければと思います。

以上でございますが、多くの職員の方々の日ごろのご苦勞にお礼を申し上げ、例月出納検査結果報告書の補足説明とさせていただきます。

○議長（佐々木康宏君） 長谷川代表監査委員、ご苦勞さまでございました。

次に、理事者から、平成27年度財政健全化判断比率及び資金不足比率報告がございました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議長会務報告につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しの上、ご了承賜りたいと存じます。

次に、総務産業常任委員長から、閉会中の所管事務調査の結果報告がございました。この際、委員長から補足説明があれば発言を許します。

佐光総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（佐光 勉君） 総務産業常任委員会が調査を行った結果につきまして、まとめて3件報告いたします。

まず、1件目は、6月13日。

出席者、全委員及び佐々木議長、山田事務局長、糸谷書記。

説明者、善岡社会福祉協議会事務局長、瀧本事務員、中村住民課長、大友補佐、松本係長、有馬産業課長、南波補佐、東海林補佐、森係長、田村係長。

調査事項につきましては、社会福祉協議会の運営について、農業施策について。

調査結果、1、2ともに指摘事項なし。

2件目につきましては、7月の15日。

出席者、佐光、藤井、北島、小坂、松永、山本各委員、山田事務局長、糸谷書記、大友住民課長補佐。

説明者、空知興産株式会社小田代表取締役、山田事業部長、グループホーム碧水及川施

設長。

調査事項、産業廃棄物の北竜町における環境対策について、産廃処理施設を現地にて調査してございます。2点目は、グループホーム碧水の状況について、これも現地にて調査をしております。

調査結果、ともに指摘事項なし。

次に、3件目につきましては、8月の4日。

出席者、全委員、山田局長。

説明者、有馬産業課長、南波補佐。

調査事項、ひまわりの里と観光振興について。

調査結果、歩行者並びに自転車利用者の危険性から、遊覧車の専用道路の整備を考慮すべき。

以上でございます。

○議長（佐々木康宏君） 各委員、つけ加えることはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 行政報告

○議長（佐々木康宏君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、教育長の順に行います。

最初に、町長。

佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 第3回定例会に当たり、行政報告を申し上げます。

最初に、総務課より平成28年度普通交付税の決定について。平成28年度地方財政計画に基づく普通交付税の全国配分総額は15兆6,983億円で、前年比51.2億円減、率では0.3%減となり、また地方の財源不足を補填するために発行が許可される臨時財政対策債を合算した実質的な交付総額は19兆4,863億円で、前年比7,882億円減、率では3.9%減となったところであります。このうち北竜町の普通交付税決定額は14億6,278万3,000円で、前年比3,399万4,000円減、率では2.3%減であり、臨時財政対策債発行可能額を含めた額で15億2,470万8,000円で、前年比5,609万3,000円の減、率では3.5%減で、全道の町村平均伸び率マイナス3.7%をわずかに下回る結果となりました。本年度の算定結果の特徴といたしましては、算定の基礎となる人口が平成27年国調人口に置きかえられたこと、また臨時費目である地域経済・雇用対策費の見直しが減額の主な要因となるものであります。平成28年度の予算編成に当たっては、過大計上とならないよう前年度交付実績に対し普通交付税で9.2%減、臨時財政対策債では16.3%減で計上しておりますので、決定額との差額分9,340万8,000円を今回補正予算で増額しておりますので、ご審議のほどお

願ひ申し上げます。

同じく総務課より財務会計システムの運用変更によるシステム改修について。近年、サイバー攻撃が急速に複雑・巧妙化している中、マイナンバー制度や地方自治体の行政運営に重大な影響を与えるリスクが想定されることから、地方自治体においても情報セキュリティ対策を抜本的に強化する必要があります。本町では、平成28年度中に情報セキュリティ対策としてL G W A N 接続系とインターネット接続系との分離を行い、自治体情報セキュリティの強靱化を図ることといたしております。今回財務会計システムにおいて、現在のインターネット回線を利用した運用から専用回線を利用した運用へと運用方法を変更する必要が生じるため、このシステム改修に必要な経費を補正予算に計上しておりますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

同じく総務課より土地の取得について。碧水地域における除雪の堆積場として、長年にわたり無償で使用しておりました深川市在住の平林良春氏所有地については、今後ともこの地域の雪の堆積場としての必要があると判断し、所有者との売買に向けて交渉を進めておりましたが、このたび合意が得られましたので、購入することといたしました。地番は、碧水52番地1から52番地3までの宅地3筆で、面積合計で380.99平米、購入価格については近傍の評価額並びに売買実例を参考に平米当たり3,010円（坪当たり9,972円）で114万6,800円を今回の補正予算に計上しておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。また、この土地に隣接する碧水バス待合所が冬期間の路線バスの待機に支障があるため、将来的にはバス待合所の移設も検討しており、この土地の有効利用を図ってまいりたいと考えております。

次に、企画振興課よりサンフラワーパーク除雪車両の更新について。サンフラワーパーク北竜温泉の駐車場及び施設周辺の除雪につきましては、平成4年に購入した除雪ドーザー車により作業を行っているところでありますが、既に24年が経過し、ピストンやシリンダーの摩耗によりエンジン内のオイル漏れが確認され、老朽車両のため修理が困難な状況にあります。これまで程度のよい中古車両を探しておりましたが、必要とする能力の車両が市場に出回っておらず、降雪前に新規更新を図ることとして今回所要額を補正予算に計上しておりますので、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

同じく企画振興課よりふるさと納税について。ふるさと納税につきましては、9月13日現在、件数で9,730件、金額では1億1,651万5,137円のご寄附をいただいているところであります。今後の見込みといたしましては、新米需要への寄附及び年末駆け込み寄附などが予想され、本年度中に約2億584万円の寄附が見込まれるところであります。つきましては、ふるさと応援基金寄附金並びに返礼品などの所要額を補正予算に計上しておりますので、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

次に、産業課より水稻の生育状況について。北海道農政事務所によりますと、本年度の水稻の作柄は8月15日現在において北空知地区は102から105%のやや良と発表されております。普及センターによりますと、ここ5年の豊作で平均値が上がったことによ

り、北竜町では極端な数字にはならないものの、100%以上は確保できるのではないかと考えています。生育については、9月1日現在で1日おくれという状況で進んでおり、町内の収穫作業はもち米が9月11日から、うるち米についても16日に始まる予定で、もち米については昨年より4日ほど早い状況であります。なお、もち米については9月16日ごろ、うるち米は19日ごろに初出荷される見込みであります。先月の台風の影響により、残念ながら一部の圃場で冠水したものの大きな被害もなく、水稻は6年連続の豊作が期待されております。また、小麦の収量やメロン・スイカも価格がよかったと聞いており、大変喜んでいただいております。ことしも適期刈り取りや乾燥調製作業が順調に進み、収量の確保と高品質米の生産が行われることを期待しながら、一件の事故もなく収穫作業が終えることを願っているところであります。

同じく産業課より第30回ひまわりまつりについて。本年度のひまわりまつりは、7月16日から8月21日までの37日間の全日程を終了いたしました。観光客の入り込み数は、7月の出足はやや悪かったものの、夏休みに入ってから順調に入り込みを伸ばし、晴天が続いたことも幸いし、また8月11日が新たに祝日となったことから多くの観光客にご来場いただき、過去最高の26万6,000人、対前年度比4,000人の増となりました。特に8月7日の日曜日と8月の11日の祝日の正午ごろには国道上下線とも渋滞となり、昨年に引き続き教育委員会や中学校のご理解のもと急遽グラウンドの一部を駐車場として開放していただき、渋滞の解消に努めたところであります。残念なことにまつりのフィナーレを飾る北商ロードレース大会が台風の影響により中止となりましたが、ひまわり観光協会を初め町内各団体、また多くの町民の皆様方の協力により大きな事故もなく、ことしのひまわりまつりが無事終了することができましたことに厚くお礼を申し上げます。

同じく産業課より商業活性化施設の整備について。商業活性化施設の中で、スーパーマーケットの経営を行う北竜振興公社に商品を供給していただく予定の札幌市民生協、コープ札幌に7月29日出向き、大見理事長に直接要請書を手渡し、今後の商品供給や職員の教育などを含めた事業の提携についてお願いをしてきたところであります。8月6日開催の理事会で承認をされ、このたび正式に業務提携の通知を受けたところであります。また、商工会において施設を建設する場所の地質調査業務と実施設計業務を既に発注し、着実に事業を進めている状況にありますが、商工会からは事務局の職員数の維持や交付金を受けた後の国の検査業務などに対応する専門スタッフの確保に将来的な不安があるとの申し入れがあったことから、以後の補助申請は北竜振興公社が事業主体となって施設整備を行うことと了承いたしました。今後は、施設整備とあわせて補助金の申請、スーパーマーケットの運営、施設の管理など事務が広範囲にわたることから、集中的に事務を進めるために各課の実務担当者を専任チームとして8月22日付で併任発令を行い、平成29年12月までに供用を開始したく事業を推進しているところであります。なお、市民生協からの商品の仕入れと流通体制の準備には専門的な知識が必要となるため、一部の業務を委託する費用を補正予算に計上しておりますので、審議をお願い申し上げます。

同じく産業課より台北国際旅行博の参加について。本町における観光客の増加の大きな要因としては外国人、とりわけ東南アジアからのお客様がふえていることにあります。中でも台湾はリピーターも含め、本道への外国人観光客の33%を占めており、台湾に限らず、今後東京オリンピックも開催されることから外国人観光客はますます増加すると言われております。そのような状況を見据え、今年度空知総合振興局では台湾で食と観光の魅力を発信すべく、11月に現地において台北国際旅行博が開催されることとなり、この会場において空知の観光PRを行うこととなりました。北竜町としてもこの事業に積極的に参加し、観光と食のPRを図るため、所要の費用を補正予算に計上させていただきましたので、ご審議のほどお願い申し上げます。

次に、住民課より碧水地域支え合いセンターの整備等について。北竜町では、これまで高齢者の方に認知症を予防するためのレクリエーション、脳トレなどを行う単独事業としてひまわりクラブ事業または介護保険の地域支援事業として足腰に不安のある方に転倒予防のための体操を行ういきいきクラブ事業を実施し、要介護状態になることを抑制するための事業に多くの皆さんが利用され、その効果を上げてまいりました。介護保険法の改正に伴い、平成29年度より新たに市町村に総合事業の実施が義務づけられ、この事業の充実を図るため、60歳以上の方々を対象にNPO法人ソーシャルビジネスセンターの支援を受け、地域まるごと元気アッププログラムを導入して、送迎によらず、みずからの意思で自主的に参加できるよう、地域の拠点となる活動の場を整備するため、碧水地区に北海道の基金事業を活用した碧水地域支え合いセンターの建設を行います。国では、新オレンジプランに基づき、地域住民参加による自主性や主体性を尊重しながら、生活支援サービスの担い手として社会参加をしていただくことを目的にしていることから、ボランティアの皆さんのご支援をいただき、地域の憩いの場、交流の場として誰もが利用できる施設としても活用してまいります。これらに関連する認知症になりにくいまちづくり宣言を初め、所要の補正予算を計上させていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、建設課より簡易水道事業経営戦略の策定について。公営企業が保有する資産の老朽化に伴う大量更新時期の到来や人口減少に伴う料金収入の減少により経営環境はさらに厳しさを増しており、早急な経営健全化の取り組みが求められていることから、本年1月に総務省より公営企業を運営する全ての自治体に対して新たな計画を策定する旨の通知があり、本町においても今後の経営の方向性を明らかにする中・長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定することといたしました。本年度にあっては、簡易水道事業について策定を行いたく、関係する経費を補正予算に計上しておりますので、ご審議をお願いいたします。

同じく建設課より局地豪雨に伴う河川災害応急工事について。8月の異常気象による短期間での台風の発生により、北海道への上陸が4回も重なり、近年では経験したことのない状況になりました。本町においては、特に大きな被害はありませんでしたが、8月17

日からの台風の上陸、さらには寒冷前線などの影響による局地的な豪雨が発生し、山からの出水が鉄砲水となり、本町普通河川の増水により数カ所において川ののり面崩壊が発生したところであります。中でも美葉牛地区モリ川については、今後局地的豪雨などにより川ののり面崩壊がさらに拡大することも予想されるため、工事延長36メートルのうち金網マット敷設やトラフ設置工事などの応急工事を施工したく、関係する費用を補正予算に計上しておりますので、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（佐々木康宏君） 次に、教育長。

本多教育長。

○教育長（本多一志君） 第3回定例会に当たりまして、教育行政報告を申し上げます。

最初に、学習支援員の増員配置について申し上げます。児童生徒の学習支援や基礎学力の定着・向上を図り、確かな学力を育成するために学習支援員を小学校、中学校にそれぞれ1名ずつ配置しているところであります。現在、小学校において1学年のうち1名が国語と算数の授業において学習進度についていくことが困難となっており、学習支援員と教頭が別室にてそれぞれ時間帯により個別指導を行い対応してきております。学習支援員は、毎週ごとの授業配置計画により全学年に割り当てられております。しかし、1学年の該当児童に対して別室での個別指導に当たっているため、同学年や他学年児童への学習支援が十分に行えていない状況にあります。このことから、2学期より学習支援員を1名増員し、個々に応じた細やかな学習指導を行い、全学年での基礎学力の定着と向上に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。なお、学習支援員増員に係る経費を今定例会の補正予算に計上しておりますので、ご審議いただきますようよろしくをお願いいたします。

次に、北竜町バレーボールスポーツ少年団、北竜ドラゴンキッズのななかまど杯第22回北海道小学生バレーボール大会出場について申し上げます。北竜ドラゴンキッズは、8月6日に深川市にて開催された第27回深川カップ小学生バレーボール大会地区予選会において準優勝されております。この大会の準優勝チームには、10月15日・16日に江別市で開催されますななかまど杯第22回北海道小学生バレーボール大会への出場権が与えられることになっており、準優勝の北竜ドラゴンキッズが全道大会へ進むことになりました。北竜ドラゴンキッズは、7月のファミリーマートカップ北北海道大会に続き、本年度2回目の全道大会への出場となります。選手皆さんの頑張りをたたえたいと思っておりますし、ご指導いただいております皆さんに感謝とお礼を申し上げます。全道大会でのご活躍を期待するところであります。つきましては、全道大会への参加経費の一部を助成いたしたく、今定例会の補正予算に計上しておりますので、ご審議いただきますようよろしくをお願いいたします。

以上を申し上げまして、教育行政報告といたします。

○議長（佐々木康宏君） 以上で行政報告を終わります。

9時45分まで休憩いたします。

休憩 午前 9時39分

再開 午前 9時45分

○議長（佐々木康宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第5 一般質問

○議長（佐々木康宏君） 日程第5、一般質問を行います。

会議規則第60条の規定により、2名の議員から3件の通告がございました。議長において発言の順序を定め、指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

それでは、順次指名いたします。

最初に、5番、小坂議員より北竜版CCRCの確立について通告がございました。

この際、発言を許します。

5番、小坂議員。

○5番（小坂一行君） 北竜版CCRCの確立についてということで一般質問をいたします。

北竜町の人口は、ずっと減少傾向にございます。よって、現状維持あるいは増加を目標とした政策展開が必要であるというふうに思っております。政府は、地方創生の柱の一つとして日本版CCRCの導入を進めてございます。既に先般の総合戦略に盛り込んだ自治体あるいは計画、現在進行形、あわせて今も全国に事例はたくさんございます。一般にCCRCは、健康時から介護時まで継続的なケアを提供するコミュニティーというふうにあります。中を見ますといろいろな形態がございまして、よって北竜町には北竜版のCCRCを確立、そして導入することが町の活性化あるいは人口問題の解決の糸口になると考えてございます。理事者の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 小坂議員の質問にお答えをさせていただきます。

北竜版のCCRCの確立についてということでございます。CCRCは、1970年代にアメリカで始まった高齢者地域共同体、すなわち高齢者コミュニティーのことであると思っております。日本版CCRCについては、現在内閣官房まち・ひと・しごと創成本部事務局において推進されており、全国では取り組みを始めた自治体もあると聞いております。これからの高齢化社会の中では、有効な施策の一つであると考えられております。また、このCCRCのメリットとして、高齢者の方がまだ元気で健康なうちに地域に移り住み、地域に溶け込み、世代間の交流ができて、その地域を盛り上げていく担い手として期

待もされ、医療や介護が必要となったときにも住みかえることなく、継続してケアが受けられることにあると聞いているところであります。今取り組まれている日本版ＣＣＲＣは、1つには今後10年間で団塊の世代の方が高齢となってまいりますし、老後は地方で暮らしたいという人の希望への実現であります。2つ目には、地方への人の流れの促進、3つ目には大都市であります東京圏の高齢化問題への対応ということでございます。しかし、日本版ＣＣＲＣは医療、介護ケアの確保、ＣＣＲＣを運用できる地域環境の形成、国の施策、支援制度の充実など課題もたくさんあるのも現実であります。したがって、本町においてはこの日本版、そして北竜版のＣＣＲＣについて十分調査した中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐々木康宏君） 5番、小坂議員。

○5番（小坂一行君） 一般に人口維持あるいは増加を目指すということであれば、やはりその地域あるいは近郊に職場、要するに経済活動の場があって初めて人が定着をするというのがセオリーかというふうに思います。北竜町を初めこの北空知圏では、なかなかその部分は当然やっていかななくてはならないことでありましようけれども、なかなか難しいのかなという中で今回のＣＣＲＣの提案であります。もともと今町長からお話があったようにアメリカが発祥ということで、アメリカ版と日本版、どこが違うのだと。そんな大きな大差はないのですけれども、一言で言うと大きさ、規模ですよね。広大な土地を持ったアメリカですし、また人口も多いわけですから、今のところそれほど多くの人口割合でいうと利用者はないのですけれども、総体でいえばニーズは非常に大きなものがありますし、やはりリタイア後あるいは第二の人生を歩むということでは、アメリカのほうが地方へ移り住んでそのまま第二の人生を楽しみたいという志向が強い、また介護保険制度もないということから、住宅で云々というよりはやはりそういった中でいろんなケアを受けながら豊かな生活を営んでいくと。こんなことでは、健常な方の居住区あるいは年数が経過した中で介護が必要になった方の居住区、そしてさらにはアメリカではショッピングモールですとか娯楽の施設も附帯して一つの町のような形でコミュニティーが形成されているようであります。

今回の日本のＣＣＲＣは、報道の資料などを見ますと、もともとの発想が少し違うというか、そういった内容とは違う視点があるのかなというふうに見ていました。要するに今後、今都市に人口が集中をしていた中で、これから10年、20年と経過していく中では高齢者がどんどんふえてきています。今は全国の高齢者、北竜町は43を超えていますけれども、全国的にいうとまだ30に達していない状況の中で、年数が当然経過してくれば、その大都市圏での高齢者を受け入れる施設あるいはケアしていく内容が十分に果たせないという内容がしっかり見えてきた中で、やはりこれは一つの形として地方がまだ余裕があるのであれば、そこに都市から地方への人の流れをつくる。そういうふうになってしまうと、ちょっと地方はおもしろくないのですけれども、ただそういったことと同時に国の日本版ＣＣＲＣ構想有識者会議というところが、要するにここに今いろいろ試案的なものを

投げかけてやっているのですけれども、そこで東京都の方のそれぞれ高齢を迎えたときどうしたいですかという意向調査を聞くと、50代では男性で約50.8%、女性で34.2%、60代になりますと36.7%、女性で28.3%の人が将来的には地方で移った中で暮らしたいという。これが多いか少ないかは、いろんな議論がありましようけれども、そういった大都市の中でのこの率合というのは、私は結構高いものがあるというふうに思いますので、そういった面を捉えながら一つのこれからの町を考えたときに人口対策の一つとして考えてみてはどうかというふうに思っています。

もちろん国が今いろいろCCRCを出してしまっていて、こういった指針みたいなものがありますけれども、それに対しての当然補助金、助成措置、たくさんございますけれども、確かに町長が言われたようにその内容をそのまま受けとめて北竜町に当てはめてそれを進めるかといったら、それは大変難しい内容が多いというふうに私も理解をしております。よって、今回の提案はこの北竜版CCRCということで、これはやはり北竜町にできることとできないことがありますから、そこをしっかりと見きわめながら早いうちに計画を立てながら、目標は同じですから、日本版というか北竜版も目標は同じですので、やり方を少し変えた中でも早目に対策をとってそこに進むことが私は必要ではないかなというふうに思っています。定住という部分では、北竜町は近隣になくいろんな施策があって、多少の効果はあるのかなというふうに思いますけれども、どちらかという人をつやすというよりは人口の鈍化を、人口の減少を何とか打ちとめたい、減少に歯どめをかけたいという、そういった傾向の政策が主かなというふうに思います。極端に言いますと、さらにこういった内容のものを何点か展開したり、あるいは逆に5つ、6つ減らしてしまっても人の動きという部分に関しては何も変わらないのかなというふうに思いますので、ぜひともひとつこういった方向性も考えていただいて前へ進む政策の展開は必要だと思いますので、検討されるということでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 北竜版のCCRCということで、積極的に検討していただきたいということでもありますけれども、先ほど申し上げましたように十分調査した中で進みたいと思っております。何よりも人口減少対策ということでもあります。働く場所がない、会社、工場がないというのが一番のネックだと思っておりますけれども、今よそからちょっと相談なり話があるのは自分で家でよそに向かって仕事ができる、仕事の場所がなくても自分でやりたい、そういった人を受け入れてくれますかという打診も実際はあるのです。ですから、その空き家対策とあわせてということで今考えているのだけれども、空き家が最近一気に取り壊したりなんかして、これから使える空き家が今のところちょっと足りないのかなと思ったりもしているものですから、今企画振興課とも十分今後どうしたらいいかということで、それらもCCRCにつながっていくのかなと。日本版というより北竜版の安全で安心な食料を生産する町ということで全国から高い評価をいただいているので、そうい

った自然環境のいいところで住みたい、しかも60も過ぎてから75ぐらいまでは仕事をやりたい、自分でやりたい、そういう相談も2件ほど来ていますので、それらのこともまた今後十分中身を調査しながら、その政策の中で進めていければと思っていますので、冒頭申し上げましたように今後十分調査した中で検討していくということでご理解をいただきたいと思っています。

○議長（佐々木康宏君） 5番、小坂議員。

○5番（小坂一行君） 今お答えいただいて、そのとおりだと思いますし、そういったことが北竜版のC C R Cにつながるというふうに思います。1カ月ぐらい前ですか、テレビ放映ですけれども、檜山管内の厚沢部町の取り組みが紹介をされておりました。人口4,000人ぐらいでまだ介護率三十七、八%で、北竜町よりはずっと恵まれているなというふうに思いますけれども、そこは何か日本一楽しいだったか、すばらしい過疎の町を目指すということで、今は有料の介護施設を開設をして、まずそこからスタートしたらしいですけれども、そこで当然町内の方や地方の方もいろいろいっしょいながら、有料ですので、介護費を除いて13万ぐらい月にかかってしまうのですけれども、それであってもやはりこれから高齢化を迎えた中では、ひとり住まいの方が大変多いという中では、1人であるよりはそこに行ったほうが楽しいし、あるいは介護をもし、在宅介護の方もそこに行くことによって介護の数値が下がってきたという事例もあるそうですが、そういったことの内容からスタートをして、将来的には介護をするには介護関係の職員が必要でありますけれども、うちの特老もそうですが、それがなかなか得られないということの中では、将来的には檜山管内を視野に入れて、廃校を利用して介護施設の介護士の学校までつくっていきたいというようなことを町長も言うておりましたし、あと今ある給食センターがあるそうなのですけれども、子供たちはどんどん減っていくということで、法的ないろんな制約はあるかもしれませんが、将来的には減ってきた子供の分を高齢者向けの配食施設にそれを転換していきたいということですか、あるいは住宅丸ごと何軒か、すぐ住める住宅があるそうなのですけれども、そこに移住希望の方を全国にいろんなところで配信をすることによって実際来られて、1日1万円ぐらい何か家賃的には取るのですけれども、それでもいっぱい来て、実際にそこで住まわれてこの町はいいなと思った方はそのまま、あるいは将来的にさっき言った施設ではなくてサ高住でもつくってくれたらまた入りたいわとか、そんないろんな膨らみを持った政策展開をなされているのが紹介されていました。それぞれの町ですから、それが北竜町かというのは当然ありますけれども、今町長が言われた空き家も含めて、そんなことも身近なところからうまくつなぎ合わせながら体系的にそういった取り組みがされることが北竜版のC C R Cになるのかなというふうに思いますので、ぜひともご検討いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木康宏君） 町長、何かあればですけれども、よろしいですか。

以上で5番、小坂議員の質問を終わります。

次に、2番、藤井議員より2件の通告がございました。

初めに、水害対策について、この際発言を許します。

2番、藤井議員。

○2番（藤井雅仁君） 水害対策について。

8月の下旬に台風による大雨で美葉牛、一の沢などで被害が出ました。局地的な豪雨による被害でありましたが、安全、安心なまちづくりを考えるとときに未然に災害防止をするためには復旧以外の対策が必要と考えますが、理事者の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 藤井議員の質問にお答えさせていただきます。

水害対策についてということでございます。北竜町では、過去には昭和63年8月に豪雨により2日間で400ミリを超える大雨となって河川や道路、農地など多大な被害を受けました。そのときは、特定地域に係る激甚災害の指定も受けて災害復旧工事が数多く施工されたところであります。その後においても河川整備を継続的に行っておりますし、美葉牛川では平成14年から16年度の3カ年で河道整備を行っております。ほかの普通河川におきましても現在に至るまで護岸整備や補修工事を実施してきているところであります。また、普通河川の立木伐採や河床掘削など維持的な補修についても継続的に進めており、管理をしているところであります。さらには、融雪や大雨で被害のあった際には応急工事で迅速に対応させていただいて早期の復旧に努めるとともに、大がかりに整備が必要な箇所については本工事として予算化し、実施をさせていただいているところであります。

8月の台風の影響により一の沢、美葉牛地区で局地的な豪雨となって一部の道路や農地が冠水しましたが、短時間での終息ということで特に大きな被害はありませんでした。町といたしましても現地に職員を派遣し、状況の把握に努めるとともに、その後の対応といたしまして建設業協会やNPOとの連携により各地区の現場の状況に応じた危険箇所への立入禁止のバリケードの設置などを実施したところであります。今後におきましても気象状況の把握とパトロールの充実を図り、災害の未然防止に一層努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐々木康宏君） 2番、藤井議員。

○2番（藤井雅仁君） 河川に堤防のないところもあり、維持作業やパトロール等、大変かとは思いますが。ふだんからの早目の対応により、少しでも被害を小さくするように取り組まれますことを期待して終わります。

○議長（佐々木康宏君） 次に、北竜町車両センターの移転について、この際発言を許します。

2番、藤井議員。

○2番（藤井雅仁君） 北竜町車両センターの移転について。

現況では、車両センターは役場敷地内にあり、住宅街のあるまちの中心にあります。車

両センターを取り囲んでいる住宅には、町職員または元職員の方が多く住んでおられ、早朝時を含む除雪車からの騒音に特段のご理解をして耐えていただいていると推察しています。近年、周辺の住宅所有者がかわるケースが見られるようになりました。他町村では、住まわれる方にご理解をいただくのではなく、町の中心から離れた場所に移転されています。北竜町においても移転の必要があると考えますが、理事者の考えを伺いたいと思います。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 同じく藤井議員の北竜車両センターの移転について答弁をさせていただきます。

現在の車両センターは、昭和51年10月に大型除雪車両5台が保管できる車庫として建設されております。その後、車両台数の増加によりまして、あるいは車両の更新によりまして、昭和56年度と平成5年に増築を行い、さらには平成14年には大型ロータリー除雪車を保管している部分を増築させていただいて現在に至っているところであります。建築当初から車両センター周辺の住民の方々には、早朝の除雪車暖機運転などの騒音等には特段のご理解とご協力をいただいているところであります。

さて、ご質問の車両センターの移転であります。近隣の市町におきましては議員さんが言われるように新築に伴い郊外への移転をしている状況にもあります。当町におきましても郊外移転を含めて数年前からNPOひまわりの除雪担当者を含めて郊外への移転や移転先からの作業効率など、いろいろな形で、いろいろな角度で協議を行ってきているところでありますが、結果としてまだ結論が出ていないのが現状であります。また、ここ数年公共施設の整備につきましては町の財政状況も踏まえた中で公共施設の耐震化を最優先として実施してきたところでありますので、今後におきましては車両センターの郊外移転も含めて十分検討していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐々木康宏君） 2番、藤井議員。

○2番（藤井雅仁君） 移転について検討されているということで、新築移転時期に向けて時間はまだまだあるようでございます。十分な検討を期待いたしまして、終わります。

○議長（佐々木康宏君） 以上で2番、藤井議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

10時30分まで休憩いたします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前10時29分

○議長（佐々木康宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第6 諮問第1号

○議長（佐々木康宏君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について提案者の説明を願います。

竹内副町長。

○副町長（竹内範行君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

この案件は人事案件であり、意見のまとめは適任、不適任の議決でありますので、この点にご配慮の上、対応していただきたいと思っております。

諮問第1号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦については、適任の意見といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、適任とすることに決定いたしました。

◎日程第7 同意第3号

○議長（佐々木康宏君） 日程第7、同意第3号 教育長の任命についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

佐野町長。

○町長（佐野 豊君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑、討論を省略し、採決をいたします。

同意第3号、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

同意第3号 教育長の任命については、原案どおり同意することに決定されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

○議長（佐々木康宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま教育長に任命されました本多一志君から発言を求められておりますので、これを許します。

本多教育長。

○教育長（本多一志君） 貴重な時間をいただきまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

ただいまは、私の教育長任命に際しまして議会の皆様の同意をいただき、まことにありがたく感謝とお礼を申し上げます。教育委員会制度が改正されまして、教育委員長と教育長が一つになって初めての教育長としての任命であり、その職責の重さを痛感しております。教育行政は多岐にわたりますが、関係する皆様方のご指導、ご協力をいただき、関係機関との連携を密にし、子供たちの笑顔が絶えることのないよう北竜町の安定した教育行政の推進のために誠心誠意努力してまいる所存であります。議員の皆様、そして町長を初め職員の皆様には今後ともより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、言葉足りませんが、お礼のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎日程第8 議案第60号

○議長（佐々木康宏君） 日程第8、議案第60号 「認知症になりにくいまちづくり」宣言についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

竹内副町長。

○副町長（竹内範行君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第60号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第60号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号 「認知症になりにくいまちづくり」宣言については、原案どおり可決されました。

◎日程第9 議案第61号

○議長（佐々木康宏君） 日程第9、議案第61号 北竜町介護福祉士修学資金貸付条例の制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

竹内副町長。

○副町長（竹内範行君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第61号について、質疑があれば発言を願います。

2番、藤井議員。

○2番（藤井雅仁君） 介護福祉士修学資金貸付条例について質問をいたします。

町内出身者の学校卒業後、介護福祉士を取得しようとする学生への修学資金による福祉業務に携わる人材育成、確保を図る目的ということでございますが、まず基準の月額5万円、それから25歳までということでございますが、これはどのような形で決定されましたか。

また、現在町の例えば奨学資金の貸し付けは大学で月額3万5,000円、あしなが育英会の奨学金というのが大学生で5万円ということでございます。この条例では、最大4年制の大学を出た場合に240万円を支給し、本町で働き、合格すれば返却しなくてもよいということというふうに理解しております。人材を確保ということを考えると、またこれは今後本町出身者に限らない形のもの、本町出身者以外でも検討の余地があるのではないかと思います。

あと、この介護福祉士なのですけれども、昨年度までは大学卒業をするのと同時にもらった資格で……ことしまでもらえたわけなのですけれども、来年度以降からは大学時に資格がもらえない、就職で5年継続勤務によって資格が取れる形になっております。もしくは、普通に国家資格を受験することなのですが、2条のところでは心身ともに健康で卒業後国家資格を取得し、北竜町永楽園に勤務しようとする北竜町在住者及び出身者で満25歳までの者に貸し付けを行うということでございますから、実務経験の勤続の5年という人は対象外というふうに考えてよろしいでしょうか。

とりあえず、この分について回答をお願いいたします。

○議長（佐々木康宏君） 中村住民課長。

○住民課長（中村道人君） それぞれ部署があるので、何人が答えますので、ちょっとお許しいただきたいと思っておりますので。

まず、月額5万円、25歳未満というところでちょっとお答えさせていただきたいと思うのですが、道内の自治体でこのような制度をやっている自治体が多々ございました。自治体でやっている場合と形態が社会福祉法人であるとか、それはいろいろありますけれども、道内のおおむね大きな自治体においては月額5万円程度を貸し付けているということが基本的というか、授業料と生活費相当を加味しまして、5万円が妥当のような金額とい

う判断ともっと言えばそれ以上出している自治体もあります。ありますが、月額5万円、年間60万円という基準を出している市町村が多いということがありまして、その5万円という数字に結論をさせていただいたということ、それと25歳未満というのは基本的には先ほど副町長が申し上げましたように町内出身の高校生がやはり町内で働きたいという方々を何らかの形でフォローしてあげたいという意識がございまして、町内で就職する場所がやはり永楽園という大きい事業所があるわけですけれども、農業後継者以外の方の場合、全員とは言いませんが、一つのチャンスとして介護福祉士を取得して町内で就職をしていただきたいというときに考えて、高校を卒業してある程度また大学を行かれて、別な大学へ行かれてそこで22歳、そのときにもう一度介護福祉士をやりたいという場合があるかもしれないねということで、とりあえず25という年齢を上限ということで定めさせていただいて、これが30歳、40歳もいいのではないかという議論もしたのですけれども、基本的には25歳ぐらいまでということで、この25歳未満ということであわせていただいております。

○議長（佐々木康宏君） 杉山永楽園園長。

○永楽園長（杉山泰裕君） 藤井議員言われました資格取得の5年に関してですが、今年度卒業される方に関しましては通常どおり専門学校、大学等のカリキュラムですとか専門学校の試験を受けられて今までどおり介護福祉士の資格を取得されます。平成34年度以降につきましては、福祉専門学校を出られても必ず国家試験を受けて合格された者が介護福祉士と認められるのですが、平成29年から33年までの5年間に限りましてはその移行期間ということで、国家試験を受けても受けなくても期間限定で5年間の介護福祉士と認められます。それ以降につきましては、実務経験を5年以上勤めれば、そのまま国家資格を受けなくても合格しなくても介護福祉士と登録されるというふうに厚労省からの通知の文でも来ていますし、道にも確認したのですが、この扱いで行くのではないのでしょうかということで、その場合は5年間勤務した実務経験証明書を施設から試験センターなのか、介護福祉士会なのか、ちょっとわからないのですが、そちらのほうに申請して認められると継続して介護福祉士として認められるということですので、この条例どおりの5年のあれでよろしいかと思っております。

以上です。

○議長（佐々木康宏君） 竹内副町長。

○副町長（竹内範行君） 2点目の町外の方もこの資金を受けられるようにしたらいいのではないかという話でありますけれども、今回の条例の目的はまず町内で高校を卒業する方々の働く場所がないのでという話が重点になりますので、町内を卒業して、なおかつ介護士を目指すのであれば町内に戻ってこれるようにしたという目的が1つであります。もう一つは、採用人数のボリュームです。基本的に3つの施設を挙げておりますけれども、この人方を該当させるのが町の特別養護老人ホーム永楽園だというふうに考えております。これは、一番最後に説明しましたとおり、定年退職者というのは予想がつかますけれども、

自己都合退職者は現在も多い状況にありますけれども、毎年それだけ出てくるかわかりませんので、採用計画を立てて、採用者の内数としてこういう人たちを採用していきたいということで考えております。市町村にあっては、市町村の中に福祉施設がたくさんあって、どこにでも回せるからたくさんの方に資金を貸し付けて、そして町内で就業させるという方法をとっているところもありますし、あるいは市町村の中に教育機関があって、教育機関に入ってくる町外からの方を町内に移住させたい、定住させたいがために資金を与えている市町村もありますけれども、うちはこの目的と、高校生を何とか地元に残したいという目的ともう一つはボリュームの関係があるので、この目的で進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（佐々木康宏君） 2番、藤井議員。

○2番（藤井雅仁君） そうしますと、第2条のところの心身ともに健康で卒業後国家資格を取得し、北竜町永楽園に勤務しようとする北竜町在住者及び出身者で25歳までというこの部分に関しての国家資格を取得し、使うという形は今年度限りということになるのでしょうか。

それと、ことだけが卒業した段階で国家資格がもらえるわけなのです、卒業後。あとは、国家資格を受けるか5年間の継続勤務しないともらえないという形でありますので、例えばここを見込みの人間も含めて今後直していくのかなという、そのようなふうにも考えるわけですが、またあと返済のことでございますが、貸付目的を達成できない見込みとは本町に来れない、それから資格を取得できないときと、その場合であると取得できない方も出てくるのかなという、そのようなふうに思います。

それから、もう一点なのですが、この貸付期間なのですが、短大の貸付期間の3年というのは、ちょっと私わからないのですけれども、短大が3年ということなのでしょうか。

それをお願いします。

○議長（佐々木康宏君） 杉山永楽園園長。

○永楽園長（杉山泰裕君） 短大の3年ということに関してですが、短期大学に行かれます保育科とかは2年なのですが、専攻科ということで1年延長することによって介護福祉士の免許が取得されるということで、この近辺でいくと滝川の國學院短大ですとか旭川の子短期大学がそれに該当されるものですから、短期大学というふうにしております。

○議長（佐々木康宏君） 休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時04分

○議長（佐々木康宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

杉山永楽園園長。

○永楽園長（杉山泰裕君） 栗山のような介護福祉専門学校ですと、2年で卒業すると資

格が取得できます。先ほど言いましたように國學院短大ですとか旭川の女子短期大学のよ  
うな保育の専門に行かれていて、その場合は2年を卒業すると保育士とか保育園、幼稚園  
免許とかをもらえらると思うのですけれども、介護福祉士の資格を取るにはもう一年専攻科  
というところに行かなければならないのです。それによって、短大の人は3年行くこと  
によって介護福祉士の資格を得ることができるのです。

○議長（佐々木康宏君） 中村住民課長。

○住民課長（中村道人君） 規則のほうなのですけれども、資料ナンバー1を見ていただ  
きたいのですけれども、第3条のところ貸付期間とかを書いてありまして、今永楽園長  
から説明したとおりなのですが、第1号では大学、第2号、短期大学、第3号、専門学校  
ということで、それぞれ介護福祉士を、要するに国家試験を受けるための授業を受ける年  
数というのですか、それが大学の場合は4年、短期大学の場合は先ほど説明しましたよう  
に2年プラス1年が要るので3年、それと専門学校については2年間、専門学校というの  
は栗山の学校です。介護福祉士専攻としてやっておりますので、2年間ということになり  
ます。このどこの学校に行くかというのは、やはりその家庭だとか、あるいはご本人の考  
え方もあると思いますので、国家資格を受ける前の手段の期間ということで、この一定の  
期間という形で3通りあるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木康宏君） 休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時09分

○議長（佐々木康宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番、藤井議員。

○2番（藤井雅仁君） この制度の移り変わりについては理解しているつもりなのですが、  
それで次年度以降の検討事項にもちょっと不安になって先ほど質問してしまったわけでご  
ざいますけれども、今後国家資格を取れるかどうかという人方に貸し付けしていくこと  
になるのではないかとこのように思っております。

それで、先ほど高卒者の方の就職先ということが話がされておりましたが、高卒者の方  
がこの介護福祉士を取ろうとしたとき、今までは実務経験3年で取れたわけなのです。そ  
れが介護福祉士、実務経験だけでいく方もそうなのですが、大学についても専門でなけれ  
ば養成機関というところに例えば半年程度行かなければいけない、もしくは通信教育の講  
座を受けて、それで受験しなければいけないという部分がございます。今後その辺もご検  
討していただきたいということをお願いして、終わります。

○議長（佐々木康宏君） 中村住民課長。

○住民課長（中村道人君） 先ほどちょっとお答えしていない件もあったので、確認の意  
味でお答えさせていただきます。

条例第2条の最後のところにあります満25歳までの者に貸し付けを行うというのは、あくまでこれは申請時のときの年齢ですので、5年たった後という意味ではなくて、この修学資金のお金を借りたいですよと申し出ていただくのが25歳までの年齢というふうにご理解いただきたいとまず思います。よろしいですね。

それと、先ほど言われました部分につきましては、34年度以降の部分であると思いますので、今後も介護福祉士を取るに当たっては、これまでもそうなのですが、その都度、その都度国の法律が変わってきておりますので、その状況も見ながらまた変更させていただきたいと思っておりますし、対応させていく予定でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終了いたします。

他の議員、質疑があれば発言を願います。

5番、小坂議員。

○5番（小坂一行君） 意見なのですが、この時点ではこの条例でよろしいのかなというふうに思っております。ただ、介護ということの中ではこれから確保は大変、さらに厳しくなるのかなという部分では、やはり今ちょっと見てみますと今言ったラインとこのほかに4つのラインが介護福祉士になるにはあるということでもありますので、大きくその手を広げながら、当然将来的な就労の規定は必要になるかとは思いますが、金額やいろんな面を含めて私は最終的にというか、貸与ではなくて最後は給付で、給付をもって何年間就労していただくという形で人材の確保を将来的に図っていくほうがよりベターなのではないかなというふうに思っております。そういったことの意味を申し上げて、まず検討を願いたいと思っております。

○議長（佐々木康宏君） 意見ということでもありますので、副町長、補正予算等の中でお答え願えればと思っております。それとも今……いいですか。

竹内副町長。

○副町長（竹内範行君） 今回は、事前に周知するという事で条例を上げておりますので、補正予算は今回ついていませんので。

給付型の修学資金という考えなのですが、今回も条件付きの給付型というふうに私たちは考えているのです。完全な給付型にしてしまうと町外に出ていきますから、あくまでも条件付きの給付型ということなので、そのところを理解していただいて、そういうこともこれからは考えていかなければいけないかなというふうに思っております。今回は今回で条件付きの給付型だというふうに思っております。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） この介護福祉士の資金貸し付けについては、要は人口減少問題ということで年に三十五、六人から40人の方が高齢で亡くなっていく、そして高校を卒業した方は短大だとか専門学校に行く、あるいは地元就職したくても農業以外にはなかなか、役場も農協も採用が間口が狭いということで、そういった人口減少対策の一つと

して、できれば今後そういった介護職の資格を持った人がなかなか確保するのが困難だということでこの制度を設けさせていただきましたので、今後またさつき住民課長が申し上げましたように規則等で十分また見直ししていかなければならぬ部分も出てくると思いますけれども、そういった形で少し地元出身の人に間口を広げて地元に残ってもらう施策だということでご理解もしていただきたいと思っています。

○議長（佐々木康宏君） よろしいですか。

○5番（小坂一行君） では、1点だけ。

○議長（佐々木康宏君） 質疑にとどめてください。

○5番（小坂一行君） もう結構です。質疑というか、意見の追加と言ったら意見なのですけれども、そういったことで理解のほうはできます。ライン的には、先ほど言った一般的なライン、4つあると言いましたけれども、その中に経済連携協定の関係のEPAで海外の方を受け入れるというシステムがあるのですけれども、やはりこれからは物理的に少子化の中ではなられる方がきっと少ないのだろうというふうに思いますので、今のラインの中ではそういう話も通じるというふうに思いますけれども、将来そういった部分のラインを生かしていくのであれば、やはりまた違う考えもあっていいのかなというふうに思いますので、そういった点のご検討もあわせてお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐々木康宏君） 他の議員、質疑ございますか。

6番、松永議員。

○6番（松永 毅君） 単純な説明をしていただきたいのですけれども、貸付金条例の9条に7.3%の割合で計算しとありますが、この7.3はどこから持ってきた数字なのか、もうちょっと詳しく説明していただきたいのと資料の7条にも日歩2銭とありますが、こちら辺の絡みもできれば教えてください。

○議長（佐々木康宏君） 中村住民課長。

○住民課長（中村道人君） 延滞金、年7.3%の割合のことなのですが、町の税金等で延滞金をいただくときと同じ7.3%という率を使わせていただいておりますので、その率を用いさせていただきます。

規則のほうの資料ナンバー1のほうですけれども、第7条の第2項の日歩2銭利息相当分、これも年利になりますと7.3%相当という表現になるのですけれども、これちょっと統一していないので、今後直させていただこうかなと思いますが、言っていることは同じことです。済みません。

○議長（佐々木康宏君） 6番、松永議員。

○6番（松永 毅君） 今の時代でこの7.3はちょっと高いのではないかなと思ひまして、改めて聞いて北竜町の例に従ってこの数字を決めたということなのですが、私は借りるつもりはないのですけれども、これ借りたときの人の理解を求めるようにしていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（佐々木康宏君） 中村住民課長。

○住民課長（中村道人君） 新しい条例を制定させていただいております。やはり決まりは決まりということで制定していくということが行政においては必要なことだと私は考えておりますので、やはり延滞金が発生するような事例が発生したときには、いただくというこの文言を置かせていただいて条例を制定させていただいております。

○議長（佐々木康宏君） 他の議員、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 休憩いたしますけれども、小坂議員、意見を言うということは条例の修正につながるものですから、修正動議という正式な手続になります。そういう部分で質疑ということを繰り返させていただきました。了承願いたいと思います。

再開いたします。

質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第61号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号 北竜町介護福祉士修学資金貸付条例の制定については、原案どおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第62号

○議長（佐々木康宏君） 日程第10、議案第62号 北竜町農業委員会委員定数等条例の全部改正についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

竹内副町長。

○副町長（竹内範行君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第62号について、質疑があれば発言を願います。

3番、小松議員。

○3番（小松正美君） 農業委員会の次期改選から国が示す新たな委員の選任方法となりまして、今回条例の改正、規則が新たに設けられます。旧条例では、農業者の選挙による委員6名、団体推薦から4名、計10名の農業委員の選任がなされておりました。これを新たに11名の定数にするということで、うち1名は農業者以外の者を選ぶと。これは、

国から示されたもので、このことによって1名増になるという説明でございました。さらに、委員は町民から広く一般公募をするということですから、自分にその識見があるという自覚を持っておられれば、農業者であろうがなかろうが誰でも応募できるということによろしいか、まずこれについて確認させていただきます。

○議長（佐々木康宏君） 竹内副町長。

○副町長（竹内範行君） そのとおりの理解だと思えます。

○議長（佐々木康宏君） 3番、小松議員。

○3番（小松正美君） 新たに選任される農業者以外の農業委員に対しまして、どんな役割、そして使命を求めているのか、これが第1点。

それから、資料の3番、改正に関する規則3条で、委員として推薦を受ける者及び一般に応募する者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者と、かなりハードルが高い資質が求められてございます。農業者以外でこの適任者を探すということに今後なりますけれども、ただのお飾り農業委員にはなりはしないかということが第2点。

それから、規則第2条第2項で、法人または団体からの推薦も可ということにされてございます。農地の移動等については、農協役員は適正委員会を含めて大きな影響力を持っておりまして、次の改選にも最低でも農協の団体推薦は行うべきというふうには私思っております。改選前の条例では、団体からの推薦につきましては1団体1人ということになっておりますけれども、新たな規則では複数でもよいのかということが第3点。

それから、団体役員の任期がずれた場合、旧条例では団体役員の任期に合わせて改選をされておりましたけれども、今回の規則では第10条2項で委員の欠員が定数の3分の1を超えた場合は、速やかに委員を補充するとありますけれども、3分の1を超えなければ欠員のままということになります。つまり4人以上の欠員にならなければ補充ができないということになります。団体役員の任期とは別に11名のこの委員の中で体調を崩したとか、突発的な事故でその任を全うできなくなることも考えられると。最悪3人が欠員になったままということも想定がされます。私は、欠員が発生したらその都度補充すべきというふうには思っておりますけれども、何か問題があるのか、これ第4点。

候補者の評価は、規則第8条で農業委員会委員候補者評価委員会に意見を求めるということでありましてけれども、評価委員の選任についてはどのような資質の者を何名選任するのか、また評価委員の人数を規則の中でうたわなくてもよいのか。

以上、5点質問させていただきます。

○議長（佐々木康宏君） 竹内副町長。

○副町長（竹内範行君） まず、第1点目の中立委員の考え方でありまして、先ほど言いました農業委員会の所掌に関する事項に関して利害関係を有しない者で、これは相当の知識がないといけないかという話なのですけれども、そうではなくて、広く農業委員会の中で

第三者的な立場で農業に対して意見が言える者というふうを考えておりますし、またそういう広範囲なところから選びなさいというのが国の制度であります。例えば通常の会社員、それから商工業の自営業者あるいは消費者団体、また教育関係者というのもその中に入ってくるといふふうに思っております。

第2点は、中立委員さんがお飾りになってはいけないという話なのですが、それはそのとおりでございます。ただし、あっせん作業というのは特殊な条件がつけられますので、これは今回各営農組合から1人を選びたいという考えが農業者のほうにありますので、この方々があっせん作業に入るのは今までと同じだと思います。それ以外に中立委員さんは、逆に第三者的な立場で農業者だけでは気がつかない点を持っている知識や何かを利用して会議の中で発言していくということになると思いますので、ただこれは私たちもやったことがない分野なので、やりながら本当にお飾りにならないでちゃんと農業委員として会議の中で有用な発言ができるようにということを考えております。

3点目は、農協という具体的な名前が出ましたけれども、複数の団体推薦がいいのかという話なのですが、それは可能であります。可能ではありますけれども、現在は従来は農協の役員の方、共済の役員の方、土地改良区の役員の方、土地改良区は沼田側の土地改良区とダブりますので、双方協議の上1名を出してほしいという話をしました。今回は、営農組合連絡協議会の中でそういう人方を推薦していただけるのだったら、それは複数でも構いませんけれども、立場的には農協の役員さんは農協本体のほうと共済組合に分かれるというふうに聞いておりますので、基本的には1名、1名ではないかなというふうに思います。例えば3名出てきて、農協2人いるというのだったら、あとは農業委員会の11名の中に必要ですかという話をしてもらって、なおかつ必要だということになれば推薦をしようということになると思います。

それから、定数要件の考え方です。それは、資料の委員の補充の関係だと思っておりますけれども、規則の第10条であります。10条では、10条の第1項を見ていただきたいのですが、町長は委員に罷免、失職または辞任により欠員が生じた場合は、この規則に定める手続に基づき、速やかに委員の補充に努めなければならないというのがまず第1項目なのです。努力義務なのですけれども、第2項は欠員が定数の3分の1を超えた場合は、この規則に定める手続に基づき、速やかに委員を補充しなければならないということです。まず、北竜町農業委員会の定数というのは最低で何人必要ですかという話があるので、1人欠けてもあっせん業務とか農業委員会の協議事項は大変な状況になると思いますので、町としては1人欠けてもこの第1項を使って補充をしていきたいと思っております。ただし、補充は辞任と同時にできるのではなくて、議会の同意を得ますので、直近の議会で同意をされた後、補充されたという形になります。第2項で言っている3分の1は、これはもしか失職する者が多数出てきたとか、3分の1を超える、あるいは事故で一挙に委員さんが死亡されたとかと急激な欠落事項があった場合には、より強行に補充をしなければならないという条項になりますので、私たちは1名欠けても補充はしていきたいというふうに考え

ておりますので、その点をご理解をしていただきたいというふうに思います。

それから、最後の5点目は評価委員なのですけれども、評価委員は今回お配りしている規則の中には記載されておられません。もう一つ、評価委員に対する規則というのをこれからつくります。その予定内容でございますけれども、評価委員はどのような人たちを評価委員に充てるかというと農業委員会の会長職、それから会長の職務代理者、あと副町長、産業課長、農業委員会事務局長、それともう一人、学識経験者を1人入れて6名で構成をさせていきたいという今予定しております。評価委員のこの構成につきましては、別の規則で決めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐々木康宏君） 小松議員、3回目です。

○3番（小松正美君） 農業委員会のこの定数条例の全部改正ということで、新たな考え方のスタートになるというふうに思います。選任に当たっては、十分慎重に取り進めていただきたいと思いますし、再度確認しますけれども、団体役員の任期切れについての改選についても今副町長言われた形の中でその段階ですぐ補充するというところでよろしいですね。

以上、質問を終わらせていただきます。

○議長（佐々木康宏君） 竹内副町長。

○副町長（竹内範行君） 今おっしゃられたとおりに取り進めます。

○議長（佐々木康宏君） 他の議員、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第62号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号 北竜町農業委員会委員定数等条例の全部改正については、原案どおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第63号

○議長（佐々木康宏君） 日程第11、議案第63号 北竜町税条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

竹内副町長。

- 副町長（竹内範行君） （説明、記載省略）
- 議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。  
議案第63号について、質疑があれば発言を願います。  
（「なし」の声あり）
- 議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。  
採決をいたします。  
議案第63号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。  
よって、議案第63号 北竜町税条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

◎日程第12 議案第64号

- 議長（佐々木康宏君） 日程第12、議案第64号 なごみ団地公営住宅A棟建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。  
理事者より提案理由の説明を願います。  
竹内副町長。
- 副町長（竹内範行君） （説明、記載省略）
- 議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。  
議案第64号について、質疑があれば発言を願います。  
（「なし」の声あり）
- 議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。  
採決をいたします。  
議案第64号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。  
よって、議案第64号 なごみ団地公営住宅A棟建設工事請負契約の締結については、原案どおり可決されました。  
ここで午後1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前 11時46分

再開 午後 1時33分

○議長（佐々木康宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第13 議案第65号ないし日程第18 議案第70号

○議長（佐々木康宏君） 日程についてお諮りいたします。

日程第13、議案第65号から日程第18、議案第70号まで、平成28年度補正予算に係る議案でありますので、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第65号 平成28年度北竜町一般会計補正予算（第3号）について、日程第14、議案第66号 平成28年度北竜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、日程第15、議案第67号 平成28年度北竜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、日程第16、議案第68号 平成28年度北竜町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、日程第17、議案第69号 平成28年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第18、議案第70号 平成28年度北竜町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、以上6件一括議題といたします。

理事者より順次提案理由の説明を願います。

竹内副町長。

○副町長（竹内範行君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 孝君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 中村住民課長。

○住民課長（中村道人君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 引き続き、中村住民課長。

○住民課長（中村道人君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 藤井地域包括支援センター長。

○地域包括支援センター長（藤井政信君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 大矢建設課長。

○建設課長（大矢良幸君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 引き続き、大矢建設課長。

○建設課長（大矢良幸君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 議案第65号から議案第70号まで、提案理由の説明が終わり

ましたので、これから質疑を行います。

議案第65号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

議案第66号について、質疑があれば発言を願います。

1番、北島議員。

○1番(北島勝美君) 6ページになりますけれども、10款3項2目の第三者納付、私が勉強不足なのかなとは思うのですけれども、第三者納付について内容と仕組みというか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長(佐々木康宏君) 中村住民課長。

○住民課長(中村道人君) 交通事故が発生したことによって発生するものであります。交通事故の治療というのは長い時間かかりますし、それぞれ損害保険会社というのですか、かかっている任意保険の部分になりますけれども、保険会社のほうから最終的にこの交通事故について、この方の治療が終わりましたよというのがやはり結構期間が長いのです。それで、この場合も事故が発生してからしばらくたって今回確定したものですから、事故につきましては本年度ではないのですけれども、治療が終わったときに、この方は国民健康保険の対象の方ですので、保険で対応するもの、損害保険会社で対応するものと国保で対応するものがあるのですけれども、最初に国保でかかっていたものをお返ししますというような内容で返ってくるというふうに言ったほうがいいのですかね。要するに交通事故によって起こってくるものです。言い方が悪いかもしれないですけれども。

(何事か声あり)

○住民課長(中村道人君) 要するにかかったものを保険会社が負担してくれるということですが、簡単に。済みません。

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

議案第67号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

議案第68号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

議案第69号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

議案第70号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第65号から議案第70号まで、原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(佐々木康宏君) 全員挙手です。

したがって、議案第65号 平成28年度北竜町一般会計補正予算(第3号)については、原案どおり可決されました。

議案第66号 平成28年度北竜町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、原案どおり可決されました。

議案第67号 平成28年度北竜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案どおり可決されました。

議案第68号 平成28年度北竜町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、原案どおり可決されました。

議案第69号 平成28年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計補正予算(第2号)については、原案どおり可決されました。

議案第70号 平成28年度北竜町簡易水道事業会計補正予算(第2号)については、原案どおり可決されました。

◎日程第19 認定第2号ないし日程第26 認定第9号

○議長（佐々木康宏君） 日程についてお諮りします。

日程第19、認定第2号から日程第26、認定第9号まで、平成27年度各会計歳入歳出決算認定に係る議案でありますので、一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、日程第19、認定第2号 平成27年度北竜町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第20、認定第3号 平成27年度北竜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、認定第4号 平成27年度北竜町立診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、認定第5号 平成27年度北竜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、認定第6号 平成27年度北竜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、認定第7号 平成27年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25、認定第8号 平成27年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26、認定第9号 平成27年度北竜町簡易水道事業会計決算認定について、以上8件一括議題といたします。

理事者より順次提案理由の説明を願います。

竹内副町長。

○副町長（竹内範行君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

平成27年度各会計歳入歳出決算認定に際し、監査委員より決算審査報告書が提出されております。この際、代表監査委員から補足説明があれば発言を許します。

長谷川代表監査委員。

○代表監査委員（長谷川秀幸君） ただいまより決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率及び資金不足比率審査の結果につきまして、それぞれの意見書に従ってご報告申し上げます。

まず、既に皆様方のお手元に配付されております平成27年度北竜町決算・基金運用状況審査意見書に従いましてご報告を申し上げます。最初に、1ページの審査の概要では、1の審査対象決算は平成27年度北竜町一般会計歳入歳出決算及び6特別会計歳入歳出決算であります。

2の審査の期間につきましては、8月23日から29日までの4日間審査を実施したところであり、3の審査の対象、4の審査の要領はそれぞれ記載のとおりであり、昨年同様関係諸帳簿及び証書類の照合、さらには担当課などから資料の提出と説明を求め、審査の適正を期したところであります。

次に、2ページの審査意見では、一般会計及び6特別会計決算審査の総括意見として、

審査に付された7会計とも決算の計数は正確であり、予算に従って適正に執行されていることを認めたとところであります。

なお、今後は限られた財源の中で新たな町民ニーズや社会的要請などを踏まえた選択と集中により、より効果的な施策を推し進めるために一層の財源健全性を維持していくことが必要と考えます。そこで、次の5点に特に留意され、取り組んでいただきたい事項として総括意見の中で提示させていただきました。1つ目といたしまして、イ)、行政の推進については行政改革を着実に推進するとともに、施策の評価に基づく継続的な事務事業の見直し、改善を図ること。2つ目といたしまして、ロ)、税、使用料、負担金などの未収金については町民の負担の公平性の観点から、早期解消に向けた効果的な回収を図るとともに、新たな滞納の発生についての抑制に努めること。3つ目といたしまして、ハ)、投資的事業の実施については将来負担に十分留意し、また既存施設の改修、耐震化については財政負担の平準化を図りつつ計画的に行うこと。4つ目といたしまして、ニ)、受益者負担の適正化から、使用料、手数料などの検証を行い、必要に応じて見直しを進めること。5つ目といたしまして、ホ)、経済情勢の急激な変化や将来の財政需要に備え、引き続き財政調整基金などへの計画的な積み立てを行うこととさせていただきます。

次に、4ページは、各会計の審査概要として7会計の決算総括について記載をしておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

次に、5ページ、6ページは一般会計の歳入歳出について記載しておりますが、一般会計の歳出予算に対する執行率は6ページ、イに記載のとおり、96.30%で、これは翌年度繰越明許費7,927万2,000円が未執行となっているものであります。また、ニで記載のとおり、一般会計における町債の現在高は38億4,828万8,026円で、前年比1.91%の増となっております。

歳入では、町税、使用料等の徴収率は高率であり、特に住宅使用料現年度分の徴収率は100%となっており、職員の努力の成果があらわれております。なお、農業分担金においては減少はしているが、444万4,030円が未納となっており、滞納者に対しては引き続き納付計画に基づく納入に最善を期されるようお願いいたしますところであります。

なお、歳出全般について、今後においてもさらに事務事業の見直しを行い、経費の合理化を進めるとともに、法改正や制度変更についての最新情報を収集し、依存財源を的確に把握し、その確保に努めるなど、なお一層の努力をお願いいたしますところであります。

7ページの財源の状況は、自主財源と依存財源を対比した表であり、歳入全体における依存財源の割合が高く、特に地方交付税は46.6%を占めており、歳入総額に占める自主財源の割合は22.2%であります。今後も自主財源確保のため町税等の徴収に努力され、効率的な財政運営が図られることを望みます。

8ページの支出の状況は、性質別の決算状況となっており、9ページは基金の状況で年度中の積立金額、取り崩し額、年度末残高となっております。

10ページは、一部事務組合負担金調べで一部事務組合に対する本町の負担金額、構成

団体ごとの負担金額を記載しており、8ページから10ページについては後ほどお目直し  
いただきたいと思ひます。

次に、11ページから16ページは特別会計についての記載であり、11ページの国民  
健康保険特別会計においては、国民健康保険料の徴収率は現年度分で97.36%、滞納  
繰り越し分で14.53%であり、未納額は965万2,198円で、前年度に比較する  
と107万3,000円増加してあります。国民健康保険事業の健全運営のため、また負  
担の公平性の観点から税と連携を密にして引き続ききめ細やかな納付相談や戸別訪問など  
により納付の促進を図るとともに、口座振替の勧奨などに努めるなど保険料徴収には最善  
を期されるよう望みます。

12ページの町立診療所事業特別会計では、診療収入が町立診療所では前年度対比20  
2万6,385円減で、町立歯科診療所については前年度対比54万457円の減となっ  
ているところであり、一般会計からの繰入金は1,735万円で、前年度比35万円の減  
となっております。

13ページの後期高齢者医療特別会計については、保険料収入は100%であり、今後  
も継続されるよう期待いたします。

14ページの介護保険特別会計については、今後とも保険料徴収には最善の努力を期さ  
れるとともに、地域に密着した効果的な介護予防事業の実施及び適切な利用、給付に努め  
ていただくことを望むものであります。

また、15ページの特別養護老人ホーム事業特別会計についても事業内容の見直しとあ  
わせ、諸経費の合理化を進めるなど、さらなる経営努力により健全な施設運営を期待する  
ところであります。

16ページの農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計においては、使用料徴収  
の努力により滞納額は減少傾向にありますが、滞納者が固定化傾向にあるなど、次年度以  
降においても未収金の徴収に最善を期されるよう望むものであります。また、一般会計か  
らの繰り出し基準外の繰り出しを受けてありますが、これが増加傾向にあります。今後  
においては、経営の改善等を検討され、収益の確保と経費の縮減を重ね、繰り出し基準外の  
繰出金の縮減に努めていただきたい。

次に、基金についてであります。本町には多くの基金が設けられてありますが、本審査  
の対象となるのは地方自治法上、特定の目的のため定額の資金を運用する基金を設けた場  
合であって、北竜町土地開発基金と北竜町奨学資金貸付基金の2つの基金をこの対象とし  
てあります。まず、1つ目は17ページの土地開発基金であります。18ページの運用  
調書のとおり計数は正確でありました。なお、本基金は定額運用基金の扱いを受けている  
ものでありますが、平成27年度の土地先行取得に係る運用相当額が当該年度中、基金に  
積み立てられておらず、その現在高は減少してあります。また、既に土地開発公社は解  
散されてあります。本基金の存在価値が薄れているように感じてありますが、ただ平成2  
8年度分の運用額は先ほどの補正予算3号で基金に戻されておりましたが、必要な用地買

収については一般会計において計上することも検討され、早期に基金の解消に向けて処理されてよろしいのではないかと思慮いたしております。検討をいただければと思います。19ページの奨学資金貸付基金においても計数は正確であり、目的に沿って運用されていることを認めたところであります。貸付運用の計数は、20ページ記載のとおりでございます。

次に、平成27年度北竜町簡易水道事業決算審査についてであります。お手元に配付されております平成27年度北竜町簡易水道事業決算審査意見書に基づき、その審査内容についてご報告を申し上げます。

審査の期日は、平成28年6月23日の1日間であり、審査の要領については地方公営企業法及び関係法令に基づき適正に作成されているか、さらに経営が常に効率的で、かつ経済性を発揮するとともに公共の福祉の増進に努めていたかに重点を置き、提出された決算報告書及び関係資料について諸帳簿と照合を行い、内容を審査したほか、担当職員から説明を求め、審査を実施したところでございます。予算の執行状況及び決算の状況については、決算書を後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

審査の結果についてであります。軽易な指摘事項についてはそれぞれ審査の過程において触れておりますので、省略をいたしますが、審査に付された決算諸表は本事業の経営成績及び財政状況は適法にして正しいものと認めたところであり、経営状況についても適正かつ効率的な管理運営がなされていると認めたところであります。

審査の意見といたしまして、効率的な管理運営のもと資金収支で6,352万9,000円の良資金が生じております。今後給水人口の減少などにより給水量の逡減が予測されるが、料金の未収金発生防止と早期回収に努めつつ、将来の施設修繕や建設改良事業を計画的に推進していくため、早期に昨年から申し上げておりました中長期財政計画を作成するようお伝えしておりました。先ほど補正予算第2号で総務省の通知もあり、中長期的な経営の基本計画を作成する予算が議決されました。当然その中には財政計画も入ってくることを考えます。無理のない十分な検討をお願いいたします。また、引き続き経費の節減や漏水防止対策を施し、給水者に対し安定した水の提供に努められることを強く望むところでございます。

続いて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果について、お手元に配付されております健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書に基づき、その審査内容についても報告を申し上げます。

初めに、1ページの1、審査の概要では、審査の対象として平成27年度一般会計、特別会計歳入歳出決算に基づき算定されたそれぞれの比率と算定の基礎となった書類であります。

2)の審査の期間は、決算審査と同日の4日間であります。

3)の審査の要領は、記載のとおり、関係書類と照合、また担当課へ資料の提出と説明を求め、実施いたしました。

下段の審査の結果及び意見の1)、審査の結果では、a)の健全化判断比率中、実質赤字比率では一般会計と町立診療所事業特別会計を合わせた普通会計における比率でマイナス2.93%となり、赤字が生じていないためハイフンで表示しております。次の3項目は全会計が対象であり、連結実質赤字比率はマイナス7.19%となり、これも赤字が生じていないため、先ほどと同様ハイフンで表示しております。次の実質公債費比率は8.5%となりましたが、早期健全化基準の25.0%未満であり、良好な比率でありました。4点目の将来負担比率は、充当可能財源が上回り、該当がありませんので、ハイフンで表示しております。

b)の資金不足比率の対象会計は2会計で、農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計がマイナス0.7%、簡易水道事業会計がマイナス131.4%とどちらも資金不足は生じていない状態のため、ハイフンで示しております。

その下、2)の審査意見であります。平成27年度決算に基づき算定された健全化判断比率は早期健全化基準を、また公営企業会計に係る資金不足比率は経営健全化基準をそれぞれ下回りました。特に健全化判断比率中、実質公債費比率、将来負担比率は近年いずれも減少傾向にあり、努力の成果が見られます。しかしながら、資金不足比率を算出した法非適用企業につきましては、一般会計からの繰り出し基準外繰入金により収支のバランスを保っている状況の会計があり、他の特別会計についても同様の傾向が見られます。これらの特別会計につきましては、経営の改善等を検討され、収益の確保と経費の縮減に向けて一層の工夫と努力を要望するものであります。

以上、審査意見書に基づく審査結果の概要を申し上げます。

続いて、本報告書に記載不要と判断いたしました事項の中から数点申し上げます。まず、1点目は財政指標の状況についてであります。一般会計と病院会計の合算値である普通会計決算の中での財政力指数は0.113、本町の当面の目標値は0.1から0.15とお聞きいたしました。このことから良好な状況と思えます。次に、経常収支比率は82.7、同じく本町の目標値は80以下と聞いておりますので、2.7上回っていることとなります。この比率が高くなりますと、建設事業を初めとするインフラ整備などへの投資的経費の率が下がり、自由に使えるお金が少なくなってくることとなってまいります。平成26年度決算数値は86.2でありましたので、改善に向けた努力がうかがえますが、一層力を注いでいただければと思えます。次に、実質公債費比率であります。3年平均で8.5、単年度で7.3、これも同じく本町の目標値は現状を下回らない程度と聞いております。総じて本町は今までの努力の成果がよい方向に進んでいただいていると感じております。今後もぜひこの状況を下回らないよう望むところでございます。

2点目に、先ほども少し触れましたが、公営住宅の運営についてであります。住宅料の未収金は、なしでありました。これが人によっては当然当たり前と感じる方がいらっしゃるかもしれませんが、これは職員の並々ならぬ努力の結果と思えます。私は、このご苦労に対し、高く評価させていただきます。まことにご苦労さまでございました。また、公住

の人件費を除く経営状況をお聞きいたしますと、住宅建設などの投資費用と修繕などの管理費用に対し、家賃収入のほうがまさっているとお聞きいたしました。入居率の要因が大きいのと思いますが、プラス側であることは供給と消費、すなわち利用者とのバランスがよいことで運営上すばらしい実績を上げられていると思います。

3点目ではありますが、合同庁舎会計に対する会計処理について申し上げますが、本件について決算審査の過程で指摘をさせていただきましたところ、本議会の議案として先ほど補正予算第3号の中で提案をいただいております。早速の対応にお礼を申し上げますところでもあります。内容は、先ほど説明のあったとおりでございます。平成27年度決算において約450万ほどの残金が発生し、平成28年度へ繰り越されておりましたが、この額は年間予算に比べ繰越額が多過ぎることを指摘させていただきました。そうしましたら、担当課といたしまして平成28年度の合同庁舎連絡協議会負担金において調整し、適正な会計運営になるよう協議会で検討したいとのことでありました。今回の素早い補正予算の対応に対し、監査委員といたしましてうれしく思います。

審査意見書に記載不要と判断いたしました事項の中から3点ほど申し上げます。先ほどの審査結果の概要とあわせ、それぞれの審査意見書の補足説明とさせていただきます。

なお、説明や資料の準備をいただいた多くの関係職員の方々にお礼を申し上げますところでもあります。ありがとうございました。

○議長（佐々木康宏君） 長谷川代表監査委員、ご苦労さまでございます。

ただいま代表監査委員から補足説明がございました。

お諮りいたします。これより認定第2号から認定第9号までの審査に入りますが、この際質疑及び討論を省略し、決算審査特別委員会を設置し、委員会付託により審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第9号までの案件については、決算審査特別委員会を設置し、委員会付託により審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の構成についてお諮りをいたします。本特別委員会は、監査委員を除く全議員で構成いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、本特別委員会は、監査委員を除く全議員で構成することに決定いたしました。

さきに開催されました議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われたので、報告いたします。

委員長に山本剛嗣議員、副委員長に小松正美議員、以上のとおり決定されましたので、よろしくお願いをいたします。

ただいま決算審査特別委員長に決定されました山本委員長から発言を求められておりますので、これを許します。

山本決算審査特別委員長。

○7番（山本剛嗣君） 一言ご挨拶申し上げます。

ただいまは、決算審査特別委員会の委員長に指名され、大変光栄に存するとともに、責任の重大さを感じているところであり、皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いする次第でございます。

最近は一緊縮財政の中での予算が計上されているわけですが、それだけに決算審査では最少の経費で最大の効果を上げるように予算執行がなされたかどうか、また予算執行は適切な時期に住民本位になされたかどうか慎重に審査を行い、十分に検討し、今後に生かしていかなければならないと考えております。委員会の審査期間は本日から16日までの3日間と限られた日数の中ではありますが、委員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。ご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ◎延会の議決

○議長（佐々木康宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

#### ◎延会の宣告

○議長（佐々木康宏君） 本日はこれで延会いたします。

なお、再開は9月16日午後4時を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

本日はお疲れさまでした。

延会 午後 2時54分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員